筑波大学における大学と附属学校との連携による保健体育科教育実習のあり方の検討
－附属学校教育実習の実態と連携の試み－

宮﨑　明世

The Corporation of the University and its Affiliated Schools for Teaching Practicum of Health and Physical Education Teacher Education at The University of Tsukuba

MIYAZAKI Akiyo

Abstract

Every year, over 200 students of the School of Health and Physical Education, University of Tsukuba, take the teaching practicum for the qualification of a teacher. Some of the students are assigned to the schools affiliated with the university and the teachers of the affiliated schools take charge of the advance guidance and the follow-up teaching as well. While they bear important parts of teacher-training curses of the University of Tsukuba, many problems concerning the teaching practicum still remain. Some of them are caused by luck of communications between not only the university and affiliated schools, but also among the affiliated schools.

I examined the meetings and discussions which the faculty of the university and the teachers of the affiliated schools held to clarify the problems and resolutions. The following problems were pointed out.

1) There are no standard models of the advance guidance for teaching practicum. Consequently there is a difference among students in the information they can receive before their teaching practicum starts.
2) Some students don't have enough skills of the sports except for their specialized sport.
3) Some students absent from themselves due to job hunting and competitions.
4) There are not clear-cut criteria for the evaluation of the students.

This report emphasizes the importance of facilitating the cooperation of the university and the affiliated schools and improving the advance guidance for the teaching practicum.

Key words: Teaching practicum, The Corporation of the University and its Affiliated Schools

1．序　論

筑波大学は11の附属学校を有し、その内訳は小・中・高等学校から各種の特別支援学校まであらゆる種類の学校がそろっている。このような多様な附属学校を有する大学は筑波大学をおいてほかに例を見ない。さらにそれぞれの学校が長い歴史を持ち、それぞれの分野で優れた教育実践がなされている。同時に各附属学校は筑波大学の計画

＊ 筑波大学大学院人間総合科学研究科（体育科学系）

に従い、学生の教育実習を行うことを使命としている。筑波大学体育専門学群では、例年200名を超える学生が教員免許取得を目指し、教育実習に臨んでいる。平成20年度の実習先の内訳は、特例措置②による母校実習80名、附属学校62名、協力校63名の合計205名であった（科目等履修、他学群生含む）。学群の全実習生の約1／3が附属学校で実習を行っていることになる（表1）。教育実習を前に大学では、3日間の事前指導および1日の事後指導を行っている。そのうち事前指導の2日間と事後指導を附属学校教員が担当している。大学では実習生を送るとともにその教員を教育の最前線の力として指導に当ててきた。優れた教職教育の成果を挙げるために大学と附属学校との連携は欠かせない。香川大学教育学部[3]では附属小学校と連携して大学院生を対象とした教育実習プログラムの検討を行っている。その中で実習生の授業実践力の向上には「附属小学校教員と学部教員の連携」が重要であることを指摘している。また、木原ら[4]は「特色ある教育実習プログラム」の検討の中で、大学、附属小学校、附属中・高等学校からのそれぞれの見解をあげ、課題のひとつとして「連携の強化」を挙げている。このように「連携」を取り上げた多少の先行研究はあるが、教育実習の形態や附属学校との関係、学生の教職に対する姿勢など大学によって大きな違いがあり、各大学による個別の検討が必要である。しかし、これまで筑波大学体育専門学群における附属学校との連携に着目した研究は行われてこなかった。

長谷川ら[2]は筑波大学における教育実習で、実習生を受け入れている附属学校ならびに筑波地区周辺協力校46校を対象に、教育実習における実習内容と指導の実態ならびに運営上の問題点などについて、指導に当たった教員にアンケート調査を行っている。それによれば、筑波大学実習生に「教職志望の意識」が低いと受け止められる実習生が少なからずいること、就職試験、大会参加を理由に休暇を申請する学生がいることなどが学生側の問題点として挙げられている。同時に大学側の訪問指導のあり方や、担当授業数や指導案作成数が実習校によって大きく違うことなど大学および実習校の問題点も指摘されている。

このように教育実習に関連して多くの問題が存在するのが現状である。しかしながら実際には、教育実習生を送り出す大学側と受け入れる実習校との間で、協力体制や指導上の問題点、指導内容など具体的な事柄について検討し、課題解決に取り組む体制はできていない。このような問題を大学と附属学校の連携によって解決していくことはできないものだろうか。教育実習は附属学校だけで行われているのではない。したがって、附属学校の教育実習だけを改善しても筑波大学体育専門学群の学生全員の実習が改善されるわけではない。しかし、大学と附属学校が連携しお互いに顔の見える関係の中で、教育実習のあり方を検討していくことにより、そのシステムやノウハウを他の実習校にも応用することができ、筑波大学の教職教育全体の質の向上につながるものであると考える。

そこで本論文では、教育実習における大学と附属学校の役割と教育活動の現状を明らかにし、大学と附属学校それぞれの立場から指摘される問題

表1 教育実習受け入れ数内訳（平成18～20年度）

実習校	18年度	19年度	20年度
附属中学校	10	10	10
附属高等学校	11	10	12
附属駒場中高等学校	30(15)	19(8)	24(10)
附属坂戸高等学校	12(6)	12(6)	11(5)
附属視覚特別支援学校	2	2	2
附属桐が丘特別支援学校	1	2	2
附属学校計	66	55	62
附属学校以外の協力校（特例①を含む）	70	60	63
特例②による母校実習	84	112	80
総計	220	227	205

（ ）内は2期（内数）

点を探りだすことによって、附属学校における教育実習に関する諸問題の解決と、附属学校と体育専門学群との教育実習における連携・協力体制の改善について検討することを目的とする。

2．方　法

筑波大学の教職に関わる諸委員会及び学校教育局が作成した教育実習に関する資料をもとに、教育実習における大学と附属学校の役割と教育活動の現状をまとめた。調査対象は、筑波大学ホームページ教育－教職課程[9]、全学教職課程委員会ホームページ[10]、附属学校教育局概要[8]、学群教職課程委員会、学群教育実習委員会による履修条件関連資料、実習校配当関連資料であった。

事前指導の前、教育実習の後に教育実習に関わる大学教員と附属学校教員の双方から、教育実習に関わる問題について意見を聴取した。また、それらの問題への対策について大学教員と附属学校教員の間で複数回にわたって協議を行った。協議および意見の聴取は平成19年度教育実習事前指導実施前の3月、第1期教育実習終了後の7月、平成20年教育実習事前指導実施前の3月、第1期教育実習終了後の7月の4回にわたり、体育科教育に関わる大学教員4名および附属学校保健体育科教員25名を対象として行った。そこから得られた問題点及びその対策について結果をまとめた。

3．結果と考察

1）教育実習に関わる大学と附属学校の役割と教育実習までの日程

教育実習に関わる大学と附属学校の役割と教育実習までの日程を表2に示した。まず、教育実習のための基礎条件として、教員免許状を取得するために必要な単位を修得させ、教育実習への参加条件に合致した学生に教育実習参加の許可を与えるのは大学の役割である。3年次の6月に特例実習希望者が特例実習参加申請書を提出することから具体的な手続きが始まる。9月には特例実習参加者を決定し、10月に教育実習参加申請書を提出させる。参加申請書の提出を経て、体育専門学群では実習校割り当て予備選考会を開き、実習校の割り当てを行う。この予備選考会は附属学校および筑波地区協力校の受け入れ条件に基づいて、大学で行われる。この結果を基に2月には全学学群教職課程委員会にて正式に実習校が決定される。

3月末には大学で3日間の事前指導を行い、このうち2日間を附属学校教員が担当する。4年次4月、各附属学校での事前指導が行われ、実習開始まで指導案作成などの個別の事前指導が行われる。5月、第1期教育実習が始まり、附属学校教員が実習指導を行い、大学教員は担当の実習校に訪問指導および研究授業への参加という形で関わる。教育実習終了後、附属学校では担当教員が協議の上、成績評定を決定し大学に送る。それを受けて全学学群教職課程委員会において成績評定が決定する。教育実習終了後、終了時期ごとに事後指導が行われる。この事後指導は教科を越えて大

表2　教育実習に関わる大学と附属学校の役割と教育実習までの日程

実施時期		大学	附属学校
		教員免許状を取得するために必要な単位の設定および付与（表3）	
3年次	6月	特例実習参加申請書の提出（該当者のみ）	
	9月	特例実習参加者の決定	
	11月	教育実習校割り当て予備選考会	
	2月	教育実習割り当て校の決定	
	3月下旬	事前指導（大学）	事前指導講師
4年次	4月		事前指導（実習校）
	5月中旬		教育実習Ⅰ期 成績評価表の提出
	6月中旬	教育実習事後指導	事後指導講師
	7月	第Ⅰ期成績評価の決定（全学学群教職課程委）	
	9月上旬		教育実習Ⅱ期 成績評価表の提出
	10月中旬	教育実習事後指導	事後指導講師
	11月	第Ⅱ期成績評価の決定（全学学群教職課程委）	
	11月下旬	教育実習の単位認定	

学で行われるが、この指導は大学教員および附属学校教員によって行われる。9月には第2期の教育実習が始まり、第1期と同様の流れで実習、事後指導、成績評定の決定と進められる。第2期の事後指導終了後、11月の全学学群教職課程委員会で教育実習の単位認定が行われる。

このように教育実習に関して大学と附属学校で役割分担がなされているが、調査の結果さまざまな段階で問題点があることが分かってきた。以下に時間を追って教育実習に関する実態と、それぞれの段階で存在する問題点をあげていく。

2) 教育実習参加の許可と実習校の割り当て

大学卒業後、中学校、高等学校等の教育職員になろうとする者は、基礎資格としての学士の学位（卒業）に加え、教育職員免許法（以下免許法とする）に定める教育職員免許状（以下免許状とする）を修得しなければならない[9]。この免許状取得のためには表3に示した所定の単位の修得が義務付けられている。これらの単位を修得した上で「学校教育の実際をあらかじめ体験研究することができる唯一の機会」としての教育実習に参加できることになる。大学では教育実習の参加資格を表4のように定めている。さらに体育専門学群教育実習委員会では、平成20年度実習生から参加資格として教職科目の中で所定の13科目の90%以上の単位を修得済であることを条件としている。このように教育実習の参加に当たり、条件を付して大学が許可を与えている。この許可に関して「教職志望の意識」が低い学生が実習に参加することが問題視されている。表4に示すとおり教育実習参加条件の第1に「卒業後に教員になることを強く希望する者」とあるにもかかわらず、体育専門学群の約200名が教育実習に参加する中、実際に教員免許状を取得するのは約150名という現実がある。学群教育実習委員会により教育実習の参加資格が厳格化されたが、今後も経過を見守り、継続してこの問題に取り組む必要がある。

表3 教員免許状取得に必要な最低修得単位数

科目区分	最低修得単位数
①教職に関する科目	中学校 31単位 高等学校 26単位
②教科に関する科目	中学校 20単位 高等学校 20単位
③教科または教職に関する科目	中学校 8単位 高等学校 16単位
④その他の科目	10単位

＊ 中学校教諭一級，高等学校教諭一級免許習得の場合

次に教育実習校の割り当ての問題がある。特例措置は①経済的理由により、近隣の附属学校・協力校の優先割り当てを希望する者、②経済的理由以外の特別な理由により出身校での実習を希望する者に対して設けられている。特例措置による教育実習の許可については、学群教育実習委員会での審議により決定される。約200名の教育実習参加希望者に対して附属学校を含む協力校の受け入れ可能数は約110名で、特例措置②による母校実習に相当数の学生を送らざるを得ない。特例に当てはまらない学生については、附属学校での実習は遠距離であるため経済的な問題もあり、筑波地区の協力校に希望が集中する。このような状況から体育専門学群では実習校の割り当てに関して予備選考会を実施し、希望の重複する実習校について抽選を行っている。この結果1校あたりの受入数の多い附属学校には抽選に漏れた学生がまわることになり、受け入れ条件の面で必ずしも附属学校の希望に添えないこともある。実習校の割り当てに関しても、附属学校を含む協力校との相互理解が不足しており、情報交換が必要である。

3) 筑波大学における教育実習事前指導

筑波大学の教育実習事前指導はこれまでに、日程や内容、実施時期など工夫を重ねて実施されて

表4 教育実習の参加資格

①卒業後に教員となることを強く希望する者
②前年度（3年次の10月）に「教育実習参加申込書」を提出した者
③教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
④原則として教育実習を除く他の「教職に関する科目」のすべてを前年度（3年次）までに修得済みの者
⑤「教科に関する科目」の単位を十分履修している者

いる。例年4月上旬に行われていたが、平成20年度は3月26、27、28日の3日間に行われた。このうち1日目は概要の説明や卒業生による体験談、附属学校教員によるシンポジウムなど全体指導を行い、2日目からは附属学校教員による実践的な指導案づくりおよび模擬授業が行われる。附属学校教員の担当は例年1、5日間であったが、より実践的な指導を重視して、平成18年度から2日間に変更された。この事前指導の内容は以下の通りであった。

表5に示すとおり、2日間の事前指導のうち1日目を指導案作成に関する講義および指導案作り、2日目を模擬授業に当てている。まず現場の教員から見た「教師」という仕事を解説し、指導案作りの実際について講義を行っている。講義の概要を表6に、指導案作成のための資料「指導案の記入の仕方」を表7に示した。この講義のあと、約50名の学生を実習校種を考慮して10グループ程度に分け、「保健」と「実技」それぞれ5グループずつ担当を決定する。「実技」は事前に附属学校教員が希望をもとに割り当てられたひとつの種目を対象とし、屋外種目は雨天時の対策も考えさせる。「保健」は教科書の中から単元を分担し、原則として教室で授業を実施する。昼前から午後の時間は図書館やインターネットを使ってグループごとに指導案を作成する。作成中も附属学校教員が指導をし、最終的に授業ができるところまで仕上げて翌日の模擬授業を迎えられるようにする。時間内に終わらないグループは課題として翌日の授業前にチェックを行う。

模擬授業では50分の授業時間のうち20分間を代表の学生が行い、10分間をディスカッションの時間とする。担当グループ以外が生徒の代わりに授業を受け、教材、教師行動、マネジメントなどの点から意見交換をする。午前と午後で保健と実技を行う。

附属学校教員が担当する内容は各担当教員に任されており、最近まで統一されていなかった。大学で行われる事前指導における附属学校教員の持ち時間数が増えたことや、附属学校の教員構成が大きく入れ替わり若い教員が増えたことなどから、以前からの懸案事項であった内容の統一について協議した。これまで行っていた指導内容を各担当者が紹介し、意見交換を行った結果、全体の流れや講義内容は前述したような内容で展開されるようになった。今後さらなる内容の充実に向けて、検討を進める必要がある。

内容以外では、当日使用できる施設、用具の問題、附属学校で実習する学生を一講座に集めるか、直接の担当教員の講座に入れるかなど講座の編成の問題、実習中に行う授業観察の指導に関する問題が挙げられる。授業観察については教師の

表5　教育実習事前指導の日程と内容

		時間	活動内容	担当
1日目	全体会	9:15～9:35	教育実習を始めるにあたって	全学学群教職課程委員会委員長
		9:35～10:35	人権教育の問題と心得	大学教員
		10:50～11:50	学校保健の実際と心得	附属学校教員
		13:00～16:30	シンポジウム	大学教員，附属学校教員
			「教育実習にどう取り組んだらよいか」	協力校教員，卒業生
2日目	教科別	9:40～10:30	講義「指導案と授業の実際について」	附属学校教員
		10:40～11:00	グループ分け	
		11:00～12:00	模擬授業担当内容の決定（グループディスカッション）	
			対象（中学と高校）、内容（保健と実技）	
			グループ作業（指導案作り、資料収集、分担など）	
		13:00～17:00	グループ作業（指導案作り）	
			作成の作業を指導し、翌日の模擬授業ができるようにする。	
			完成しない班は、修正の必要な点を指導して翌日までの課題とする。	
3日目	教科別	9:00～12:00	模擬授業（保健）模擬授業20分＋ディスカッション10分×5班	附属学校教員
		13:00～16:00	模擬授業（実技）保健と同様	
		16:10～17:00	全体のまとめ　実習全般に関する質疑応答	

表6　事前指導講義概要「指導案と授業の実際」

	指導項目		具体的な指導内容
1	教育実習を行うに当たっての心構え	教育実習の意義	教職のみならず、企業への就職やその他の進路に関しても意義ある経験である
		教師としての自覚	実習生であっても生徒にとっては「先生」である
		実習校の方針の尊重	実習校の方針を理解し、尊重する 自身の持っている教育感や経験だけでは対応しきれない。この機会に自分を広げる。
2	授業とはなにか	体育の意義	スポーツ指導とスポーツ教育 「体育」とはなにか、学校で行う「教育」とは何か
3	指導案について	指導案の意義	計画のない授業は存在しない。体育は目的の実現に向けた意図的・計画的な営みである。 意図的・計画的に学習を進めるための目標が不可欠。 実習生自身のため、生徒のために必要なものである。
4	指導案の実際（表3）	構造	年間計画、単元計画、時案という関係性とその意味
		構成	対象、時間数、学習の目標、それを実現するための学習内容、実際の活動、指導上の留意点、時間配分など
		作成上の注意点	単元計画に基づいた本時の目標の設定 学習目標を達成するための学習内容の設定と、安全や効率に配慮した実施の仕方 「何をどういうふうにやらせるのか」実際の授業の想定と指導案上の作図 学習のポイントは何か（インストラクションの仕方、内容の精選） 実際の授業を想定した指導上の留意点（どんなことが起こり得るか、具体的にイメージする）
5	指導案以外に考えるべきこと	マネジメント	学習活動に直接かかわらない行動（マネジメント）にかける時間はなるべく少ないほうがよい。効率のよい授業展開
		説明や指示、言葉遣い	運動を言葉で伝えるということ 社会人、教育者としてのことばの使い方 教員の個性
		準備や片付け	時間の問題や指示の不慣れさから実習生が準備や片付けを行ってしまうケースが多いが、「自分で使うものは自分で」は指導すべき内容である。
		準備運動・整理運動	授業内容、対象に合った運動の内容を選択、実施する。 大学の部活動のつもりで行うとその運動をやったことのない子どもたちには伝わらない。 内容の適切さと正確で意味のある実施
		授業参観	他の授業をなるべく多く観察し、実習生同士で意見交換をするとともに、成果を自分の授業に反映させる。
		服装や態度	通勤時、授業中の適切な服装や態度。社会人としての自覚
6	授業観察法	授業観察の意義	他の人の授業をなるべく多く観察することで授業者へのフィードバックだけでなく、自らの授業づくりにも役立てることができる。
		観察法の実際	「授業場面の期間記録」「教師の相互作用行動」を用いて授業の組織的観察の意義と方法、活用の仕方。

相互作用行動を観察する方法や授業場面を観察する方法などを用いて、実習生同士でフィードバックできるように指導している。他の実習生の授業を具体的な方法を用いて観察することで、授業者へのフィードバックのみならず観察者にも良い影響が見られ、有意義である。一方で、指導案作りや用具の準備や場の設定、生徒との関係作りなどで手一杯の実習生にとって負担が増えることになるので、すべての学校で取り組んでいるわけではない。導入に当たっては実習生の負担の面と、このための事前指導が必要なことからも、実習生の数の少ない協力校での実践は難しい。今後の扱い

表7　保健体育授業指導案　記入の仕方

保健体育授業指導案　記入の仕方

単元名 :単元名を記入
授業者(作成者) ○○　　指導教官　○○
時間数　○○ 時間中 ○○ 時間目
対 象　○年○組 性別 ○○名
場 所 :授業実施場所を記入
【本時の目標】
・単元計画に基づき，本時の目標を記入.
・
・
【準備】
・授業で使用する用具，場の設定を具体的に記入.
・
・
【学習の流れ】

展開	時間	学習内容	学習活動	指導上の留意点
導入 展開 整理	時間配分をできるだけ細かく記入.	学習内容を簡潔に記入.	実際に生徒が行う活動を具体的に記入. 表現は「～する」 実際の活動をイメージして，場所の設定，用具の配置，生徒の動き方などを記入. 必要に応じて図示.	指導する上で留意すべきことを学習活動に対応させて記入. 表現は「～させる」. 運動実施上の注意点や予測される生徒の反応とその対応など，授業を具体的に想定して記入.

について検討が必要である。

4) 実習校における教育実習事前指導

各校4月初旬から中旬に実習校での事前指導が行われている。ここでは学校の教育方針や教科以外の学校全体のしくみ、学校（生徒）の様子など具体的な指導がなされる。したがって、その内容は実習校によって異なる。附属高校の現状を以下に示した（表8）。

まず、全体会ですべての実習生に対して学校全体の説明を行う。学校の特色や行事、教科以外の仕事、教務上の決まりなどについて概要を解説する。教育実習では教科指導に重点が置かれるが、学校を運営する上での仕事や担任としての仕事など、授業以外の重要な仕事があることにも目を向けさせる。また、附属学校で実習を行う学生は日常の生活場所を離れて実習を行わざるを得ないため、生活に関する留意点も説明し、3週間無事に実習を終えられるように指導する。

教科別指導では実習の実態をより詳しく解説し、打ち合わせを行う。実習校の生徒の様子や授業の様子、施設や用具など具体的な授業の実態について説明する。実習中は担当した授業のすべてについて指導案を作成し、担当教員の指導を受けた上で了承されなければ授業はできないことになる。また、授業終了後は実習生同士で意見交換をし、担当教員と反省会を行い指導を受ける。「実技」「保健」ともに実習前に十分な教材研究が必要であることを伝え、準備を促す。「保健」に関しては資料の収集や学習内容の選択、「実技」に関しては実技研修を行って、頭で考えるだけでなく実際に動いて考えるよう指導する。また、競技の一線で活躍する選手も多く、教員になってからも保健体育の教員にとって部活動の指導は重要な位置を占めることから、積極的な部活動への参加を促している。しかし、授業第一であるので優先順位を守るよう指導する。実習全体を通しては実習生同士でお互いに助け合って前向きに取り組み、他教科とも協力するよう呼びかける。

表9に附属高校の実習生授業担当表を示した。表中のA～Lの担当者を実習生が話し合って決定する。実習生は1年生または2年生の授業を一講座ずつ担当し、これを中心に指導案を作成する。3年生は選択授業で生徒の自主的な活動が中心になるので、その指導を行うが、種目によって（未履修教材）は実習生が主導する。これらの持ち時間数及び負担のバランスと、「保健」を含めてなるべく多くの教員と関われるように全体を配慮し、セットされたA～Lを選択する。実習生は少なくとも3名の教員と関わりを持つことになる。

表8 附属学校での事前指導（附属高校）

	項目		指導内容
全体会 13:00 ～	教育実習生に期待すること(副校長)		実習を始めるにあたって挨拶
	附属高校の組織と運営(教務部長)		学年暦，学校行事，教務上の諸注意
	実習の実際と諸注意		実習に当たっての心構え 実習の内容(教科指導、HR指導、部活動など)、流れ 勤務時間、実習中の生活について
教科別指導 14:30～	授業の概要	体育授業の約束事	生徒の服装・靴、施設利用、出席、評価など
		授業時間、持ち方	年間計画、授業クラスの構成、担当内容
		校内体育施設、用具	
	実習全般	指導案の提出	担当教員の指導、指導案了承の上で授業を行う
		授業反省会	担当した授業のすべてについて、実習生同士意見交換をし、担当教官と反省会を行う
		教材研究と実技研修	事前の教材研究の重要性 実技は実際に動いてみて教材、学習内容を考える
		部活動への参加	部活動にも積極的に参加する
		実習手帳	実習手帳は毎日記入し、指導教員の検印を受ける
		勤務時間と活動時間	学校で活動できる時間の限度など
		実習中の生活 心構え	実習中の生活と健康管理
	授業担当の決定		表9参照
	担当教員と打ち合わせ		担当授業に分かれて打ち合わせ、今後の予定

このあと担当に分かれて内容の説明、課題の提示、授業見学と指導案作成指導の予定検討を行う。担当する授業の単元計画と1時間目の時案を実習開始前に作成する。そのために実習が始まるまでの間に実習校を何度か訪問し、実際の授業や生徒の様子を見学するとともに、担当教員の指導を受けることを義務とする。

先に述べたとおり実習校における事前指導の内容は学校によって異なる。ここでの問題点として、実習校によっては体育授業の実態や学校独自のやり方などについて十分な情報提供がなされておらず、実習に活かせる指導案づくりが行えていないことがあげられる。大学で行う基礎的な知識を実習校の状況に合わせて応用させるためには、第一に実習校の授業の実態をつかむ必要があり、実習校側からの十分な情報提供が求められる。

5) 教育実習生について

第Ⅰ期が5月中旬～6月初旬、第Ⅱ期が9月初旬～下旬に教育実習が行われる。事前に指導案を作成し、ほとんどの学校で1週目から授業を担当する。附属学校では1校あたりの受け入れ人数が多いため、1人あたりの担当授業数は多いとはいえない（附属高校では12～15時間程度）。その分各授業の指導案に関しては十分な指導を行い、さまざまな角度から時間をかけて反省会を行っている。事前に指導を行っても実習が間近にならないと準備にかかることができず、教材研究が十分できずに実習に臨む学生が大半である。したがって授業の準備に毎日遅くまでかかり、なかなか指導案が書けない現状がある。そのため部活動など授業以外の学校の活動に関わることができない学生もいる。第3週目に研究授業を行っている。1校あたりの実習生が多いため、全員が行えない学校もある。大学の指導教員を招いて、教科教員と実習生が全員参観し授業後に研究会を行う。担当した実習生は3週間の成果を全員の前で披露し、貴重な意見やアドバイスを得ることができる。

実習生の運動経験が未熟であるという指摘がある。専門種目はトップ選手でも体育教師に要求される多種目の能力、経験がない。現在の学生たちは今まで受けてきた学校教育の中で選択制が導入された世代にあたり、これまでの体育授業の中で全員が同じ種目を経験していない。このような「選択制の弊害」とも言うべき問題が表面化していると考えられる。また、大学の実技の授業の中で指導法が扱われていないのではないかという附属学校教員からの疑問も上がっている。指導する

表9　教育実習生授業担当表

		第1期(4月～教育実習)		第2期(教育実習前～夏休み前)	実習生	時間数	第1期日程	第2期日程
		4		19 or 20(5月～うち②水泳)	担当者			
1年生	12男子	オリエンテーション・測定	N	サッカー N(6/18)	A	6		
	12女子		K	バスケットボール K(6/18)	B	6		
	34男子		N	サッカー N(6/17)	C	6		
	34女子		K	バスケットボール K(6/17)	D	6		
	56男子		N	サッカー N(6/17)	E	6		
	56女子		K	バスケットボール K(6/17)	F	6		
		0期	第1期(4月～教育実習)	第2期(教育実習～夏休み前)				
		2	10～11	21～23(うち③水泳)				
2年生	12男子	測定	陸上競技 So(2/11)	柔道 S(7/20)	G	2+7		
	12女子		体操 S(2/11)	陸上競技 So(7/20)	H	2+7		
	34男子		陸上競技 So(2/10)	バレーボール F(7/19)	I	2+7		
	34女子		体操 K(2/10)	陸上競技 K(7/19)	J	2+7		
	56男子		陸上競技 So(3/10)	柔道 S(6/18)	K	3+6		
	56女子		体操 F(3/10)	陸上競技 So(6/18)	L	3+6		
		第1期(4月中)		第2期A／B				
		5(うち①オリエ)		14+17(うち③水泳)／13+16(うち③水泳)				
3年生	123組	測定・トレーニング		S バスケ(7/14)→柔道(2/14)	A	7+2		
				F バレー(7/14)→バレー(2/14)	C・L	7+2		
				N サッカー(7/14)→サッカー(2/14)	J・I	7+2		
				So テニス(7/14)→バドミントン(2/14)	B	7+2		
	456組	測定・トレーニング		S サッカー(7/13)→柔道(2/13)	D	7+2		
				K バスケ(7/13)→バドミントン(2/13)	E・K	7+2		
				F バレー(7/13)→バレー(2/13)	G・H	7+2		
				N テニス(7/13)→サッカー(2/13)	F	7+2		

保健・体育理論				
		実習生	教員	
1年生	1組	D	N	理
	2組	A	So	保
	3組	B	So	理
	4組	C	K	保
	5組	E	S	理
	6組	F	F	保
2年生	1組	J	F	保
	2組	H	S	理
	3組	G	So	保
	4組	K	N	理
	5組	L	N	理
	6組	I	K	保

＊各単元名の後にあるアルファベット(S, K, F, N, So)は担当教員を示している.

＊保健・体育理論の表中の「理」は体育理論,「保」は保健を示している.

立場で考えられない学生が多い。実際に附属学校の教員が柔道や陸上競技、バレーボールといった主要な種目において実習中に講習会を行うのが現実である。

指導案については、一人で初めから終わりまで指導案を書いたことがないという学生が多数いる。現在の大学のシステムでは、指導案作りや模擬授業などの授業を受けなくとも実習に行くことができる。単元計画という概念がなかなか持てない学生が多く、時間当たりの指導案の積み重ねで、つながりがない授業になりやすい。まず全体像を見通すことができない。

「保健」については、学習内容が広範囲にわたり、学生が大学で専門的に学んでいる分野でないことが大半であり、教材研究の不足が例年の問題となる。事前の教材研究不足により50分の講義に耐える授業内容が準備できず、3週間目には学習内容を準備することさえままならないという事態に陥ることも少なくない。近年筑波大学の養護教諭実習も始まり、看護学類の学生の「保健」実習も指導することになったが、これと比較するとその専門知識、教材に関する興味関心にかなりの差があることが指摘される。それはやむを得ないとしても、専門でない分野こそ準備が必要であるのにそれが不十分であることが例年の問題点である。

このような実態から、附属学校教員の間からは大学の授業はどうなっているのかという疑問が多く出された。指導案に関しては「体育授業理論実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内容を含む大学での指導の状況について[1]、また実技については学群の「基礎実技」のシステムなどを大学側から説明し、情報提供を行った。しかし、情報提供だけでは解決にはならない。特に実技の問題は大学だけにとどまらない問題であるだけに課題は大きい。

教育実習中に就職活動や大会への参加による休暇を申し出る学生がいることはこれまでも問題視されてきた[2]。教職を目指す学生の大半が教職についていた時代とは異なり、現在の教員採用は狭き門である。教員にならない学生にとって大学4年生のこの時期、就職試験は人生を左右する大き

な問題である。このような学生が教員免許を取る現状にあって、実習中に就職試験が入ることはあり得る。しかし、教員になるための実習である以上、実習中は実習を優先するべきである。このことは大学も十分理解し、事前に学生にも指導しており、以前よりもこの問題は少なくなったといえる。しかし、個別に見るとなくならないのが現状で、実習校は個別の対応を迫られる。大会への参加についてはチームでも主力である大学4年生のこの時期、大切な大会と実習が重なることはやむをえない。筑波大学が実習の時期を5月上旬からの第Ⅰ期と9月初旬からの第Ⅱ期に設定している以上、避けられない問題である。保健体育の教員にとって、専門の競技経験はその後の教員としての資質・能力や生き方にも大きな影響を与えることを考えると、この問題は他教科とは違う意味も持っている。しかし、考え方は就職活動と同様で、時期を選ぶ、影響を最低限に抑えるなど個別に対応しているのが現状である。大学4年間の競技生活を優先に考えるならば、大学4年間は競技を優先して教職はその後大学に残って取るという考え方もできるが、この判断は個々の状況に応じてなされるべきであろう。このような問題事例について実習校からは、事前に分かっているのであればなるべく早い時点で実習校に連絡することが望まれている。またその対応についても、実習校またはケースによってさまざまであることが報告されている[2)]。

教育実習に対するモティベーションが低い学生がいることも指摘される。このようなケースは就職が決まっている、あるいは教員にならない学生が教員免許を「一応」取得するために実習に来る場合に見られることが多い。教員にならない学生が教員免許を取得する必要はないわけだが、「いつかはなるかもしれない」「とれるものなら一応取っておく」というあいまいな考えの学生も存在する。このような学生も実習中は教師の立場であり、社会に出てからも有意義な経験となるので真剣に取り組んでほしいという指導により、大半の学生は真剣に取り組んでいる。大学でも実習校でも厳しく注意しているにもかかわらず、例年のように問題に挙がる。平成21年度からの教員免許更新制導入によって、教員免許にも有効期限がつくこととなり、免許を取得しようとする学生に変化が見られることも考えられる。対策を検討するとともに今後の動向を見守っていくべきであろう。

6）教育実習事後指導について

事後指導は実施時期によってまとめて実施されており、指導は大学教員と附属学校教員によって行われる。この事後指導は他教科の学生と合同であり、その内容は教育実習報告会の意味合いが強い。実習校及び教科ごとに実習の状況や成果を報告し合い、それについてディスカッションする形式をとることが多い。

事後指導に関しては報告会を行うのみで、実習の終了した学生に対する「指導」が十分になされているとはいえない。教育実習を通しての成果は何か、将来の希望への影響があったか、実習中困ったことは何か、どんなことを準備しておけばよかったかなど実習を終了してはじめてわかることについて調査し、指導することが必要である。それによって問題点を抽出し対策を立てることができ、次年度の実習生にも役立てることができる。実習の成果を次年度に引き継ぐためにも事後指導の充実が望まれる。平成21年度の免許法改正にともなって、教育実習の終了した学生に対して事後指導の意味を持つ単位の修得が義務付けられ、授業も新たに開設される。教育実習が実際の教職に役立つものにするためにもこの授業における個々に対応した指導が必要とされる。

7）実習の評価の問題

教育実習の成績評価は実習校における担当教員によって行われる。成績評価は「学習指導」「生徒指導」「資質・能力」「関心・態度」の4つの評価項目について、それぞれ3（優れている）、2（普通）、1（劣っている）の3点法で評価し、その合計点から総合評価をA（12～10点）、B（9～7点）、C（6～4点）、D（不合格）を基準として決定することになっている。実習校で出された成績評価が大学に送られ、全学学群教職課程委員会において正式に決定される。

附属学校ではこの成績評価が教員採用試験の際、どのように影響するかを考慮し、低い評価をつけにくいのが実態である。これは評価の基準が明確でないことが問題である。現状では実習校にその判断を預けていることになる。実態に即して評価をすべきということであれば、実態に即した評価ができるような明確な基準がないと低い評価

はつけにくい。教員採用試験に直接影響を与えることが予測される教育実習の評価は非常に難しく、附属学校では例年問題となっている。妥当な成績評価のための基準作りと学生への周知徹底が必要で、これにより教育実習に対するモティベーションの低い学生にも何らかの影響が及ぼされるのではないか。

4．まとめ

1）教育実習に関わる主な問題点

教育実習に関して大学、附属学校の双方の立場からその実態を調査した結果、以下のような問題点があることがわかった。

①教職意識の低い学生が教育実習に参加することで、教育実習へのモティベーションの低さにつながるケースが多いなど、教育実習への参加許可に関わる問題。

②教育実習校の希望に偏りがあり、抽選で実習校を割り振らなければならない、附属学校の受け入れの要望が十分に反映されないなど、実習校の割り振りに関わる問題。

③附属学校間での情報交換や協議の機会の不足から、事前指導の指導内容が統一されていない、大学の事前指導におけるクラスの分け方、授業観察の指導と実施の問題、附属学校での事前指導における情報提供が実習校によっては不十分であるなど、大学および附属学校での事前指導に関わる問題。

④事後指導の内容が報告会という形で行われており、教育実習を実際の教職に活かす十分な指導がなされていないという問題。

⑤学生の専門以外の種目の実技能力が低い、指導案が書けない、教材研究が不十分である、就職活動や大会参加などで実習を休む、実習に対するモティベーションが低いなど教育実習生自身の問題。

⑥成績評価に関する明確な基準がなく、附属学校では実態に即し成績評価をしにくいという評価の問題。

2）問題点に対する解決策と今後の課題

これまでにあげた問題点は、教育実習生のモティベーションや実技能力および教授能力が不十分な学生がおり、現時点ではこれらの学生を大学や附属学校で指導しきれていないことを示している。しかしながら、教育実習指導のさまざまな段階で改善できることがあると大学と附属学校がそれぞれの立場で認識しており、解決しにくい状況や制限が同時に存在していることもわかってきた。従ってそれぞれの問題に対して直面している担当者が、個別に問題を解決しようとしてもそれは容易ではなく、問題解決のためには障害となっている要素の調整が必要になる。

例えば教育実習生のモティベーションや実技能力および教授能力が不十分な学生に対しては、大学や附属学校が能力改善のための十分な指導をする必要がある。その上で実習への参加に足る能力に欠ける学生には、条件を厳格化するなどして対応することが考えられる。そのためには教育実習への参加に足る能力とはどの程度のものか、どのような実技能力や教授能力を教育実習前に身につけておく必要があり、学生のどのような態度や行動が教育実習の指導に支障をきたすのかなど、大学と附属学校が共同して明確にする必要がある。それらを共通認識とし、共通の目標を持つことができれば、教育実習に関わるすべての指導の段階で活かすことができるであろう。

また、指摘されている問題の原因や対策の実効性についても明確にする必要がある。大学の授業、事前指導、教育実習校で教えられる指導案の様式や記入方法が異なることで、学生が指導案の作成に苦労するのであれば、様式を統一する必要があるし、実習校から提供される情報が不十分なために、適切な指導案が書けないのであれば情報を十分に提供する必要がある。これらは実現可能であり、今後の現実的な課題である。一方、学生が高校までに経験してきていない運動種目の実技能力を大学の授業だけで補うことは難しいが、大学の授業の中で指導法を多く取り入れることは可能である。何が実現可能で何が不可能かを明確にし、どこまで改善できるかを検討したうえで、望ましいレベルまで引き上げることができなければ、それを前提として対策を考える必要がある。

教育実習と就職活動、大会参加が重なることに関しては、学生の明確な将来設計や日程の調整などによる早めの対応が求められるが、避けられない場合はやむを得ないこととして処理されている。この対応は附属学校をはじめとする実習校で個別に行われているが、この状況を前提条件とした上でこのようにすべきという共通認識はできて

いない。また、これまで長年にわたって問題視されながら見過ごされてきた、成績評価の問題も同様である。評価を任されている附属学校は、教員採用試験に影響するという現状を考慮して、低い成績をつけないように配慮している。過去に何度もこの問題は取り上げられ、大学側もこの現状は認識しているが、それを踏まえた上でどのような基準で評価すべきか、は明らかにされていない。評価基準や評価の仕方を変更する権限がどこにあり、どのような手続きで検討すべきなのかについては不明なままである。

以上のことから、(1) 教育実習の各段階を担当している機関や担当者が個別に対応するのではなく、大学と附属学校が連携して問題解決に当たること、(2) 教育実習のねらいと目標を明確にし、それを共通認識として各段階での指導に反映させること、(3) 目標達成を阻害している要因について検討し、具体的な改善策を実行できるように情報交換や検討を密に行うこと、(4) やむを得ない状況により対応が難しい問題についてもその状況や制限を把握し、前提条件とした上ですべきことや判断基準を大学と附属学校が連携して決定することが重要であるといえる。具体的な取り組みや改善策について本文中に述べてきたが、こうした対策を大学と附属学校の連携の中で一つ一つ積み重ねていき、それを周辺協力校やその他の実習校にも応用していくことで、筑波大学の教職教育をより現実的で高度なものにしていくことができるであろう。

＜参考文献＞

1) 長谷川悦示・岡出美則・高橋健夫・萩原武久・米村耕平・松本奈緒 (2003)　筑波大学における体育教師カリキュラム及び指導法の検討：「体育授業理論・実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の授業展開　筑波大学体育科学系紀要　26：69 － 85.
2) 長谷川悦示・大熊廣明・武政　徹・村田芳子・後藤邦夫 (2007)　筑波大学体育専門学群教育実習における現状と課題－平成16年度教育実習に関する調査報告書から　筑波大学体育科学系紀要　30：185 － 196.
3) 香川大学教育学部　学部研究開発プロジェクト（執筆担当：米村耕平）(2006)　香川大学教育学部附属小学校との連携による大学教員養成プログラムの開発　香川大学教育実践総合研究　13：47 － 60.
4) 木原成一郎ほか (2008)「特色ある教育実習プログラム」の実施に関する研究（Ⅰ）－「教育実習入門」の効果に関する調査研究　広島大学　学部・附属学校共同研究機構研究紀要　36：31 － 40.
5) 文部科学省ホームページ　教職を目指す方々へ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/011/index.htm
6) 高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編著 (2002)　体育科教育学入門　大修館書店：東京 pp140 － 148, pp267 － 278.
7) 高橋健夫編著　体育授業を評価する　授業改善のためのオーセンティック・アセスメント　大修館書店：東京 pp36-39, pp49-56, pp145-151.
8) 筑波大学附属学校教育局概要　http://www.gakko.otsuka.tsukuba.ac.jp/Site/start.html
9) 筑波大学ホームページ　教育職員免許状の取得方法 http://www.tsukuba.ac.jp/education/tt-programs/pdf/syutoku02.pdf
10) 筑波大学全学学群教職課程委員会ホームページ　http://www.human.tsukuba.ac.jp/~kyosyoku/